

平成14年11月1日

ブルームバーグ・トレードブック
・ジャパン証券株式会社
代表取締役 イアン ファルマン 殿

金融庁総務企画局企業開示参事官
羽藤 秀雄
金融庁 監督局 証券課長
大森 泰人

「証券取引法」に関する法令適用事前確認手続きにかかる照会について
(平成14年10月4日付照会文書に対する回答)

照会のあった事例について、下記のとおり回答します。

記

1. 当照会のインターネットによるロードショーは証券取引法上の「表示」に該当し、当該表示が法定目論見書の内容と異なる場合には証券取引法第13条第5項に違反することとなり、当該行為をした者は不利益処分を受ける可能性があります。
具体的に、法定目論見書と「異なる内容」か否かの判断については、当該表示の個々の事項及び当該表示全体において「矛盾、虚偽、欠缺」がある場合には「異なる内容」に該当すると考えます。
2. 当照会にかかる行為が、上記「異なる内容」の表示に該当せず、証券取引法第13条第5項に違反するものでない限り、同項への違反を理由として証券取引法第56条第1項第3号に基づき不利益処分を課されるものではないと考えます。

以上

(注) 本回答は、照会対象法令(条項)を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令(条項)との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもあります。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではありません。